

太良町の建築物における木材の利用促進に関する方針

第1 趣旨

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、「佐賀県建築物木材利用促進方針（令和4年8月22日。）」に即して、建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向、建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、町が整備する公共建築物における木材の利用の目標、建築用木材（法第2条第4項に規定する建築用木材をいう。以下同じ。）の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものである。

第2 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物における木材の利用の促進の意義

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給など、多面的機能を有しており、人々に潤いや安らぎ、そして生活に必要な様々な恩恵を与えてくれる重要な役割を担っているため、森林の適正な整備及び保全を図り、これら森林の有する多面的機能を継続的に発揮させることが極めて重要である。

町内の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、建築用木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や林業・木材産業の活性化、さらには地域産業の振興にも寄与するものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、国産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコスト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が

非木造となっている。

こうした中、平成 22 年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて、公共建築物において木造化や内装等の木質化（注）が進められてきた。また、近年は、強度等に優れた建築用木材である C L T（直交集成板）、接着重ね材及び木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらかわしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

1 の建築物における木材の利用の促進の意義及び法第 3 条に規定する基本理念を踏まえ、以下のとおり建築物における木材の利用の促進に取り組むものとする。

（1）町の取組

町は、法第 5 条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、率先して、その整備する公共建築物における木材の利用に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、県の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計、施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組む。

（2）事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、この方針を踏まえ、法第 6 条の規定に基づき、木材利用の促進に自ら努めるとともに、町が実施する施策に協力して、建築物における木材の利用の促進に努める。

例えば、建築物を整備する事業者にあつては、建築物における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、その整備する建築物において積極的に木材を利用するよう努める。

また、林業従事者、木材製造業者、設計者等にあつては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

(3) 関係者相互の連携及び協力

町や建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、(1)から(2)の各主体の取組の実施に当たり、この方針に基づき、法第8条の規定を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

また、町民は、法第7条の規定を踏まえ、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、町が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努める。

(4) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、町が講ずる関連施策に協力しつつ、法第6条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるように木材の安定供給に努めるとともに、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再生林等の適切な森林施業の確保並びに間伐材及び合法性等の証明された木材の円滑な供給の確保を図る。

(5) 町民の理解の醸成

町は、建築物における木材の利用を効果的に促進するとともに、木材の利用の促進に向けた町民各層の自発的な努力を促していくためには、木材の利用の促進に関する町民の理解の醸成が不可欠であることを踏まえ、建築物における木材の利用の促進の意義等について町民に分かりやすく示すよう努める。

(注) この方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

町は、法第13条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

2 住宅における木材の利用の促進

町は、法第 14 条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努めるものとする。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

町は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努める。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

町は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、国基本方針及び県の促進方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

町が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信する。

4 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進する公共建築物は、法第 2 条第 2 項各号及び法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く町民に利用される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舍等が含まれる。

(2) 国又は地方公共団体以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、

保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青年の家等)、公共交通機関の旅客施設の建築物が含まれる。

5 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

6の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、公共建築物において、率先してCLTや木質耐火部材等を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について町民の理解の醸成を図る。

6 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、平成22年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、4の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進する。

なお、その際、木造と非木造の混構造(部材単位の木造化を含む。)とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、文化財を収蔵し又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

7 多良岳産材の利用促進

特殊な加工等を必要とする場合を除き、町内で生産・加工された木材を優先的に使用するものとする。

第4 町が整備する公共建築物における木材利用の目標

町が整備する公共建築物における木材利用に当たっては、以下に努めるものとする。

(1) 木造化

町は、第2の6の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則としてすべて木造化を図る。

(2) 内装等の木質化

町は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場など、直接又は報道機関等を通じて間接的に町民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を推進する。

第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

建築物における木材の利用を促進するためには、その材料となる建築用木材が適切かつ安定的に供給されることが重要となる。また、比較的大規模なものが含まれる公共建築物における木材の利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった構造的特性にも対応した長尺・大断面の木材や、CLT、木質耐火部材等の建築用木材が、適切かつ安定的に供給される必要がある。

このため、森林所有者、林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物の整備における木材利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

1 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断したうえで、木材の利用に努めるものとする。

2 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

建築物における木材利用の促進を効果的に図っていくため、町庁内に設置した「多良

岳産木材利用推進庁内連絡会議」において、関係部局間の円滑な連絡調整等を行うものとする。

附 則

この方針は、平成 24 年 3 月 1 日から適用する。

この方針は、令和 5 年 8 月 1 日から適用する。